

鹿本農業高校 校則 【令和7年度】

1 制服：機能面や利便性の観点から各自考慮した制服を選択すること。

冬服 本校規定のブレザー、ズボン、スカート、各種シャツ(白)、ネクタイ、(ベスト、セーター)を着用する。

夏服 上着は着用せず、本校規定の半袖シャツ(白)、ポロシャツ(紺)、長袖シャツ、ズボン、スカートを着用する。半袖、長袖シャツの下に着るものは、外から見て分からぬるものとする。

- ② ベスト・セーターは本校規定のもの以外は認めない。
- ② ズボンはベルトを必ず付け、裾はシングルとし、踏みつけない長さとする。
スカートの長さはヒザにかかるものとする。
- ③ 各種シャツは、上着からはみ出さない。
- ④ ベルトは黒、茶系統の単色とし、華美なものは禁止する。
- ⑤ 靴下は黒・白・紺色とし、ワンポイントまでは認める。タイツ着用は、冬服時のみとし、無地の黒のみとする。式典時(入学式・卒業式)等は黒・紺の靴下、黒色のタイツとする。
- ⑥ 通学の靴はローファー(ヒモなし・かかと高3cm以内)【生徒会推奨】、あるいはスニーカー等の通学や進路試験等に適したものとする。

ア 各服装の期間について

目安として下記の期間とするが、移行については各自の判断とする。

- ① 冬服の期間は、10月～5月とする。
- ② 夏服の期間は、6月～9月とする。
- ③ 中間服の期間は、5月、9月中旬～10月初旬とする。
- ④ 冬服から夏服への移行期間…4月～5月
- ⑤ 夏服から冬服への移行期間…10月～11月

イ 冬服時、校内では学校指定のセーター、ベストのみの着用をしてもよいが、校外・登下校中は、ブレザーの着用を行う。式典時(入学式・卒業式)等はブレーザー着用。

ウ 中間服は、冬服のブレザーを脱いだ形とする。この際、セーターまたは、ベストは着用しない。

エ 防寒着(手袋、マフラー類含む)の着用は無地で華美でないものとする。
ただし、8時35分以降は廊下などの着用はしないこと。

2 頭 髪

- ① 作為的な髪型にしないこと。肩より長い場合は結ぶこと。
- ② 進学・就職試験等に適したものとし、常に日頃から清潔に保つこと。
- ③ 頭髪に人工的かつ過度に手を加えることは禁止する。
- ④ 整髪料等の使用は寝癖直し程度とし、過度な使用はしない。

3 その他注意事項

- ① 装飾品 ピアス、指輪、ネックレスなど禁止する。
- ② 化粧等 化粧は認めない。眉については過度な加工を認めない。
- ③ 帽 子 原則として認めない。
- ④ バッグ 指定しないが華美でなく、制服に似合うものとする。
- ⑤ 紫外線対策 アームカバー等の使用は登下校中のみとし、昇降口で着脱する。
- ⑥ 違反物や危険物等及び、学校生活に必要でないものは持ち込まない。

4 アルバイトについて

- ① アルバイトを行う際は、所定の手続きを行い、許可を得る。
- ② 1年生のアルバイトは、高校生活に慣れることを優先するため、1学期間は認めず、2学期以降とする。夏休み等の長期休暇中については、所定の手続きにより、1年生のアルバイトも許可する。
- ③ 無断アルバイトは、特別な指導とする。
- ④ その他「アルバイトに関する規定」により判断する。

5 スマートフォン等（学校使用以外のタブレットも含む）について

スマートフォン等について、校内に持ち込む場合は規定を遵守すること。

- ① 始業8：35より、終業15：50まで、放課後当番（時間外総合実習）の時間帯は、校内での使用を禁止する。校内に持ち込む場合は、必ず、S H Rで担任に貴重品（スマートフォン・イヤホン等）を預け、終礼時に受け取ること。なお、上記以外の時間の使用は自身のH R教室のみ使用可とする。
- ② H R教室以外（各教室、部室等）での使用は認めない。
- ③ 決まりを守らず、指導を受けた場合は、保護者の方に学校へ来てもらい生徒部長より注意する。2回目以降は、特別な指導の対象とする。
- ④ 学校貸与のタブレット端末は、学習活動のみの使用とする。あくまでも学習の一環としての貸し与えのため、私的な利用は行わない。
- ⑤ 「学習者用端末の貸出申請書」の取扱規程、条件を遵守すること。

6 各種運転免許の取得について

- ① 原付通学を希望する生徒は、1年生の夏休み以降に免許を取得し、2学期より通学可能とする。
- ② 原付通学距離は、10km以上とする。
- ③ 原付通学以外の生徒は、進級が確定した1年生の春休み以降とする。
- ④ 原付免許は所定の手続きを経て、取得すること。(説明会への参加、許可証の取得)無断取得した場合は、特別な指導の対象となる。
- ⑤ 自動車免許は、在学中は取得できない。ただし、3年生の後半から所定の手続きを経て入校を許可する。
- ⑥ その他「免許取得・原付通学に関する規定」により判断する。

7 特別な指導

次の項目に該当する生徒は特別な指導とする。

	主な問題行動
生活関係	暴力行為、いじめ(いやがらせ)、対教師暴言、授業妨害、怠学、恐喝行為、窃盗(万引)、喫煙、喫煙具所持、飲酒、器物破損、薬物使用・所持、カニニング行為(携帯所持)、不健全娯楽(パチンコ・ゲームセンター等)、不良交友、整容・行動面で指導に従わない、他人の物を無断使用、深夜徘徊、凶器所持、携帯電話等による誹謗中傷、無断アルバイト、選挙等に関する違反行為 等
交通関係	無免許運転、暴走行為、無断免許取得、自動車学校への無断入校、原付のスピード違反、定員外乗車、自動二輪免許取得、自動二輪二人乗、ノーヘル、原付の無断通学、その他道路交通法違反 等
※ その他、学校の秩序を乱す行為等があった場合	

8 校則の見直し・検討について

生徒会、PTA役員、職員に対し現行の校則に関して、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、それを踏まえて校則を改定する。

【校則見直しの手順】

7月～8月 生徒・保護者・職員へのアンケート調査

9月 生徒会・保護者との意見交換

12月 校則検討会(生徒会・保護者)を実施・改定

9 補足 本校則内でいう「校内」とは、「校舎内」のことを指す。